

入札に関する留意事項

この入札に参加する方は、下記の留意事項を必ずお読みください。

○低入札価格調査制度について

本工事は、一般建築工事として「公共建築工事費積算基準（愛知県建設局）」により積算しております。

本工事は、低入札価格調査制度を適用します。

入札の結果、最低価格入札者により、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札の決定を保留し、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて、最低価格入札者からの調査を行います。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者と決定します。また、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者と決定します。次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、同様の手続きを行い、落札者を決定します。

調査基準価格及び失格判断基準の算出方法は次のとおりです。

<調査基準価格>

$(\text{直接工事費} \times 90\% \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10$ ※1

ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の 9.2/10 を超える場合は、9.2/10 に相当する額、また、7.5/10 を下回る場合は 7.5/10 に相当する額 ※2

※1 調査基準価格（税抜き）に 1 万円未満の端数がある場合は切り捨てます。

※2 9.2/10 に相当する額は、予定価格（税抜き）に 9.2/10 を乗じ、1 万円未満の端数を切り捨ててから、1.10 を乗じた額とします。

7.5/10 に相当する額は、予定価格（税抜き）に 7.5/10 を乗じ、1 万円未満の端数を切り上げてから、1.10 を乗じた額とします。

<失格判断基準>

調査基準価格を下回った入札うち、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とします。

- (1) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額に 10 分の 9 を乗じて得た額未満である場合
- (2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮

設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合

(3) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合計額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合

(4) 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額未満である場合

※ それぞれの失格判断基準に 1 万円未満の端数がある場合は切り捨てます。